

木更津市産業用地拠点検討調査業務委託

企画提案(プロポーザル)実施要領

令和4年7月

木更津市 経済部産業振興課

木更津市産業用地拠点検討調査業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本要領は、木更津市が実施する「木更津市産業用地拠点検討調査業務委託」の委託にあたり、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 木更津市産業用地拠点検討調査業務委託
- (2) 業 務 の 内 容 「木更津市産業用地拠点検討調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 委託契約締結日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 当 該 予 算 額 7, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、予定価格を示すものではない。

3. 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する木更津市産業用地拠点検討調査業務受託候補者選定審査会（以下、審査会）で審査し、随意契約の相手候補（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

4. 参加資格

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登載された者。
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 過去5年以内（平成29年4月1日以降）に同種業務（首都圏における産業拠点の検討調査業務）の実績を1件以上有してあること。
- (5) 国際標準化機構（ISO）の規格であるISO9001の認証と一般財団法人日本

情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理するプライバシーマークの認証を取得している者。

- （６） 上記（２）から（５）に該当する者で、入札参加資格と同等の要件を有していると認められる者。

５．技術者要件

次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。

管理技術者と照査技術者を兼ねることは出来ない。

- （１） 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
- （２） 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- （３） R C C M（都市計画及び地方計画）

６．実施スケジュール

プロポーザル実施スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 時
実施要領の配布	令和４年７月１１日（月）
質問の受付期限	令和４年７月１１日～７月１４日（木）午後５時まで
質問回答	令和４年７月１９日（火）ＨＰにて回答
参加申込書等の提出期限	令和４年７月２０日（水）午後５時まで
提案資格確認結果通知	令和４年７月２６日（火）
提案書類提出期限	令和４年８月３日（水）午後５時まで
プレゼンテーション	令和４年８月１７日（水）午後２時
選定結果通知	令和４年８月２２日（月）
契約	令和４年９月上旬

※各日程は事務の都合により変更する場合がある。

７．質問の受付

- （１） 応募業者からの企画提案書作成等に係る質問は、質問書（様式８）により、文書（郵送・持参可）又は電子メールで受け付けるものとし、令和４年７月１４日（木）午後５時までに提出しなければならない。
- （２） 質問を受けた場合、原則として質問内容とその回答は令和４年７月１９日（火）までに、本市ホームページで公表する。

8. 参加意向申込

参加を希望する者は、参加申込書（様式1）に、次の（1）から（7）までの書類を添付して、令和4年7月20日（水）午後5時までに木更津市経済部産業振興課移住定住・企業立地推進係に2部を持参又は郵送（必着）するものとする。

- （1） 会社概要（様式2）
- （2） 直近2期分の決算報告書
- （3） ISO9001及びプライバシーマークの登録証の写し
- （4） 業務実績（様式3）
記載した実績が確認できるもの（契約書の写し又はTECRIS登録書など）
- （5） 配置予定技術者（管理技術者及）の経歴（様式4-1）及び記載した資格証の写し及び業務実績が確認出来るもの
- （6） 配置予定技術者（照査技術者）の経歴（様式4-2）及び記載した資格証の写し及び業務実績が確認出来るもの
- （7） 配置予定技術者（担当技術者）の経歴（様式4-3）及び記載した資格証の写し及び業務実績が確認出来るもの
- （8） 誓約書（様式5）

9. 提案資格審査結果の通知

木更津市は、プロポーザル参加申込の内容について、「第4 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和4年7月26日（火）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

10. 評価方法

- （1） 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津市産業用地拠点検討調査業務受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会委員が、提出された提案書類について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

ア 合計得点が、以下の式を満たしている者

合計得点 $\geq$ 評価項目の合計点（100点） $\times$ 審査会委員の人数 $\times 0.6$

イ 合計得点が最も高い者

例）審査会委員6名の場合

360点未満となった提案者は、受託候補者としない。

(2) 評価基準

評価項目	配点
経験豊かな担当者による業務実施体制となっているか	10
本業務に対する意欲、熱意がみられるか	10
候補地の比較・分析に向けた手法が適切なものとなっているか	15
全体的に候補地調査に向けた手法が適切なものとなっているか	15
民間開発企業への効果的なヒアリングとなっているか	15
市の取り巻く環境を踏まえたものとなっているか	15
作業スケジュールが適切なものとなっているか	10
価格点 (提案者の最も低い価格÷当該提案者の価格) × 10	10

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する

(切捨て後が8点である場合：8点×審査会委員数)

(3) 審査項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

1.1. 企画提案書の提出

提案資格者は、次の(1)から(7)までの書類を令和4年8月3日(水)午後5時までに木更津市経済部産業振興課移住定住・企業立地推進係に7部を持参又は郵送(必着)で提出すること。また(7)の見積書及び内訳書については2部のみ提出すること。

提案者が5者を超えた場合は、本要領「10. 評価方法」による事前審査を行い、上位5者をプレゼンテーションの対象者として選定する。審査の結果は8月5日(金)までに通知する。

- (1) 提案書(任意様式)
- (2) 業務実施体制(様式6)
- (3) 提案説明書「調査対象地区の分析について」(様式7-1)
- (4) 提案説明書「カルテ作成における留意点」(様式7-2)
- (5) 提案説明書「民間開発企業へのヒアリングについて」(様式7-3)
- (6) 提案説明書「業務スケジュール」(様式7-4)

- (7) 見積書及び内訳書(任意様式)

1 2. プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加者は、申出によりプレゼンテーション実施の前日までに参加を辞退することができる。
- (2) プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル辞退届(様式9)を木更津市経済部産業振興課移住定住・企業立地推進係に提出するものとする。
- (3) プロポーザル辞退届の提出方法は、持参とするが、提出する前に必ず電話連絡をすることとする。

1 3. プレゼンテーション

企画提案書等が提出された後、第2次審査として参加者ごとにプレゼンテーションを予定しており、詳細は企画提案書等が提出された後、各事業者に連絡する。

プレゼンテーションへ参加できる人数は3名までとし、パソコン、スクリーン、プロジェクターは市で用意するものとする。

なお、企画提案書に添付していない資料を新たに提出することはできないこととする。

日程 令和4年8月17日(水) 午後2時

※プレゼンテーションの順番は、市が抽選によって決定し、事業者ごとに開始時間等を別途通知する

場所 木更津市役所 駅前庁舎8階 会議室1

時間 説明は20分以内とし、その後10分程度の質疑を行う。

1 4. 選定結果の通知

- (1) 受託候補者と決定した業者には、選定結果通知書により通知するものとする。
- (2) 受託候補者に選定されなかった業者には、選定結果通知書により通知するものとする。
- (3) 審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

1 5. 審査選定結果の公表

選定結果の公表は木更津市のホームページに掲載することとする。

1 6. 契約の締結

提案書類の内容について、業務の詳細を協議の上、再度見積書(提案書類の提出時の見積書とは別に)を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による。

17. 参加者等の失格

参加者及び受託候補者と決定した業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加、または受託候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 委託契約以前に木更津市長から指名停止を受けた場合。
- (2) 企画提案書作成等に係る不正行為が認められた場合。
- (3) 見積額が委託金額の上限を超えた場合。

18. その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ①提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合。
 - ②「第4 参加資格」を満たしていない場合。
 - ③提案書類等に虚偽の記載がある場合。
- (2) 提案書類等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類は、原則として記載内容の変更は認めない。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出するものとする。また、提案資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
- (7) 受託候補者が決定するまで間、提案者の数等は公表しないものとする。

19. 事務局

本プロポーザルにおける事務局は、木更津市経済部産業振興課移住定住・企業立地推進係に置く。

- (1) 書類提出先
〒292-8501 千葉県木更津市富士見1-2-1
木更津市経済部産業振興課移住定住・企業立地推進係
- (2) 電話 0438-23-8519
- (3) FAX 0438-23-0075
- (4) メールアドレス sangyou@city.kisarazu.lg.jp